

特記仕様書

1. 業務名 上尾市リフト付車両「ふれあい号」運行管理業務

2. 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務場所 埼玉県区域内

4. 業務内容 (1) 利用者宅と医療機関または公共施設の区間の送迎運行
(2) 車両の日常点検整備及び清掃
(3) 利用者の乗降時における安全確認および補助
(4) 安全運転業務に係る人員の研修及び講習会の実施
(5) 自動車総合保険への加入
(6) その他運行業務に付帯する業務

5. 運行日、運行日数

原則として祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日とし、月平均1台あたり15日程度

6. 運行時間 午前7時から午後8時30分までとし、利用者の申請に基づく時間

7. 自動車総合保険料

受注者は契約後、運行業務開始前に以下の保険内容を示した自動車総合保険料の写しを発注者に提出すること。

名称	内容
対人賠償及び対物賠償	無制限
搭乗者傷害保険	1,500万円以上
人身傷害保険	5,000万円以上
車両保険	任意(※1)

※1 受注者は事故における原形復旧の義務を負うものとする。発注者へ原形復旧の費用負担を求めない。

8. 契約に含まれない経費

下記の経費については、発注者が負担する。

- ・法定検査経費、燃料、エンジンオイル、タイヤ、バッテリー等消耗品購入経費、管理駐車場で行われる清掃用具等の経費
- ・事故等によらない管理車両の不具合による修理費

9. 秘密の保持 受注者は、利用者に関する業務上知り得た秘密や発注者の一般に公開されていない情報について、第三者に漏らしてはならない。また、この契約終了後についても同様とすること。

10. 事故発生時の処理

(1) 受注者は、運行業務中において交通事故その他の緊急事態が発生した時は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、上尾市社会福祉協議会在宅福祉課に報告しなければならない。

(2) 受注者は、発注者と協議のうえ、運行に支障がないように速やかに修理するとともに代車等の対応を行うこと。

11. 完了報告 受注者は、毎月業務完了報告書を提出し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。

12. 支払方法 (1) 支払いは月払いとする。月ごとの支払額は契約額を契約月数で等分した額とし、端数が生じた場合は最終支払月で調整するものとする。

(2) 受注者は発注者による業務履行の確認を受けた後、発注者へ請求書を提出すること。

(3) 発注者は請求書に基づき支払うこと。

13. その他 (1) 業務履行にあたっては、常に安全運転及び事故防止に努めること。

(2) 利用者に対する丁寧かつ適切な接遇に努めること。

(3) 運転業務に関わる者は、過去5年間に重大な交通違反・事故が無いこと。

(4) 運転業務に関わる者の感染症対策を講じるとともに、健康管理に努めること。

(5) 運転業務に関わる者のアルコールチェックの実施を徹底すること。

(6) 運転手が出勤する際の駐車場は受注者で用意すること。

(7) 燃料等の給油は発注者の指示に従い行うこと。

(8) 仕様書、特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し、速やかに解決すること。